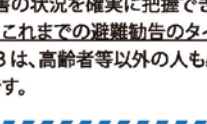


令和3年5月20日から

警戒レベル
4

ひなんしじ
避難指示で必ず避難

ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示※2</b>	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難※3</b>	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 危険状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後危険状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。



警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
**警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

内閣府(防災担当)・消防庁

■詳しく知りたい方は――

内閣府 防災情報のページ : [http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)



# 地域巡回バス運休日のお知らせ

東京 2020 オリンピックパラリンピック開催のため、2021 年の祝日が下記のとおり移動します。

祝日の地域巡回バスは運休となりますので、ご注意ください。



## 地域巡回バス運行カレンダー

× : 運休日  
△ : 運行未定

現在、新型コロナウイルスワクチン集団接種のため臨時の地域巡回バスを運行しています。毎週土曜日と集団接種が行われる日曜日にも運行しております。

※ワクチン集団接種は実施日が流動的なため、日曜日の運行未定日については下記の健康保険課までお問い合わせください。

7月							8月							9月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	△4							1			1	2	3	4	△5
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	×8	6	7	8	9	10	11	△12
12	13	14	15	16	17	△18	×9	10	11	12	13	14	△15	13	14	15	16	17	18	△19
19	20	21	×22	×23	24	△25	16	17	18	19	20	21	△22	×20	21	22	×23	24	25	△26
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	△29	27	28	29	30			
							30	31												

10月						
月	火	水	木	金	土	日
				1	2	△3
4	5	6	7	8	9	△10
11	12	13	14	15	16	△17
18	19	20	21	22	23	△24
25	26	27	28	29	30	△31



**地域巡回バス  
ご利用の際のお願い**

- ・マスクの着用をお願いします。
- ・車内での会話はなるべくお控えください。
- ・車内状況に応じて、間隔を空けてご乗車ください。

■問い合わせ先：鶴田町役場 TEL 0173-22-2111

【平日運行について】 企画観光課 まちづくり班 (内線261)

【土・日運行について】 健康保険課 コロナウイルスワクチン接種対策班 (内線131)

# 令和2年度 ふるさと納税実績報告

## 昨年よりも多くの方から応援をいただきました

### 実績概要

Report  
1

令和2年度寄附件数

**7,556件**

◎令和元年度実績／4,630件

◎令和元年度比較

1.63倍 2,926件増

Report  
2

令和2年度寄附総額

**9,171万6千円**

◎令和元年度実績／5,238万7千円

◎令和元年度比較

1.75倍 3,932万9千円増

### ◆ふるさと納税は、私たちのまちづくりを推進します。

町へのふるさと納税による寄附は年々増加しており、令和2年度は寄附件数7,556件、寄附総額9,171万6千円のご寄附をいただきました。昨年度は特徴として、町の特産品であるスチューベンぶどうの申込件数が令和元年度より約18倍に増えました。

鶴田町では、引き続きふるさと納税を通して町の魅力を全国にPRし、元気なまちづくりを推進し、今年度も多くの方々に応援していただけるよう、取り組みを進めてまいります。

### 返礼品 人気トップ5

1位	りんご（ふじ、サンふじ など） 鶴翔りんごGAP部会・原正アップル	75.05%
2位	スチューベンぶどう (有)津軽ぶどう村	20.55%
3位	津軽塗（箸、汁椀など） みちのくクラフト	1.36%
4位	スチューベン・りんごの加工品 WANO Winery	0.85%
5位	完熟スチューベン原液 (有)津軽ぶどう村	0.71%

### 鶴田町ふるさと納税 寄附金の推移

年 度	件 数	金 額
H28年度	61件	133万円
H29年度	642件	835万2千円
H30年度	2,906件	3,299万5千円
R元年度	4,630件	5,238万7千円
R2年度	7,556件	9,171万6千円



### ◆全国各地から寄附が贈られています

全国各地から鶴田町を応援していただいています。その中でも特に大都市圏の皆さんからの寄附が多く、令和2年度は、東京都が1,542件、神奈川県が787件、大阪府が643件となりました。

### 町では返礼品協力事業者を募集しています

鶴田町では町の魅力のPRにつながる「ふるさと納税返礼品」を提供していただける方を募集しています。

協力事業者のメリット：・販路拡大につながる ・ホームページ等で、事業者名、商品名のPR  
・発送時にパンフレット等同封で他商品のPR

■問い合わせ先：鶴田町役場企画観光課 まちづくり班 TEL 0173-22-2111（内線261）

### 寄附者からの応援メッセージ

- ・3年間青森で単身赴任しました。津軽が大好きです。第二の故郷と思っています。コロナに負けずに頑張ってください。（東京都）
- ・昨年度も美味しいりんごをいただきました。コロナ禍で販売面でご苦労も多いかと思いますが美味しいりんごを作り続けて下さい。（北海道）
- ・コロナで行けません。また鶴の舞橋に行きたいです。（大阪府）



今年度の変更点  
などをお知らせ

# 後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

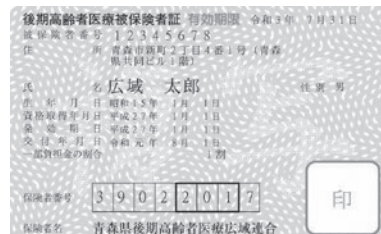
## ■後期高齢者医療被保険者証の更新時期です！

後期高齢者医療被保険者証は2年ごとに更新されます。

新しい被保険者証が到着しましたら記載内容をご確認いただき、旧被保険者証はご自身で破棄してください。

現在ご使用の保険証は**令和3年7月31日**  
でご使用できなくなります。

新しい被保険者証は7月中旬～下旬に簡易  
書留郵便にて郵送されます。



### ◎役場で受け取る場合

- ・郵送によらず、直接受け取りたい方は、**7月9日（金）まで**に電話によりお申し込みください。
- ・郵送時に不在等で受け取りできなかった方は、電話にてお問い合わせの上、8月2日（月）の午後以降に受け取りにおいでください。

### ○交付場所

鶴田町役場 健康保険課⑤番窓口

### ○持参していただくもの

旧被保険者証、認め印

※代理人の場合は、代理人の身分を証明できるもの（免許証）

### -注意事項-

- ・保険料の滞納がある方は、郵送されませんので下記までお問い合わせください。
- ・施設入所や入院等のため、住民票のある住所地を長期間留守にする場合には、郵便局に「転送届」の手続きをされるようおすすめします。
- ・有効期限内でも、所得や世帯構成の変更、国による自己負担割合の見直し（令和4年10月以降を予定）などにより、自己負担割合に変更が生じた場合には、改めて更新されます。

## ■後期高齢者医療保険料の軽減率が変わりました

### ◎均等割額の軽減特例の見直し

同一世帯内の被保険者およびその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、均等割額が軽減されていましたが、特例措置が廃止となったため、7.75割の軽減がされていた方は7割軽減へ変更となります。

また、所得税法等の改正により、給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げとなり、基礎控除額が10万円引き上げされたことに伴い、意図せざる影響や不利益が生じないように判定基準となる所得額が見直しとなっています。

令和2年度		➡	令和3年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合		世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下	7.75割		43万円+10万円×(給与所得者等 ^{※1} の数-1)以下	7割
33万円以下かつ被保険者全員が公的年金収入80万円以下で、その他の各種所得がない	7割		43万円+(28万5千円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等 ^{※1} の数-1)以下	5割
33万円+(28万5千円×被保険者の数)以下	5割		43万円+(52万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等 ^{※1} の数-1)以下	2割
33万円+(52万円×被保険者の数)以下	2割			

※1…下記の給与所得者等が2人以上いる世帯に適用されます。

- ①給与収入金額が55万円を超える人
- ②65歳未満の方で、公的年金等収入額が60万円を超える人
- ③65歳以上の方で、公的年金等収入額が125万円を超える人

令和3年度の保険料および詳細につきましては、7月上旬に送付される通知書にてご確認ください。

■問い合わせ先：健康保険課 国保介護班 TEL 0173-22-2111（内線142）